

倫理規定

パール訪問看護リハビリステーション岩槻

第1条（目的）

本規定は、職員が業務を遂行するうえで遵守すべき倫理的行動の基本原則を定め、社会的信頼の維持と質の高いサービス提供を図ることを目的とする。

第2条（基本姿勢）

1. 私たちは、利用者の尊厳と人権を尊重し、公正・誠実に業務を行う。
2. 職員は、法令、就業規則、専門職としての倫理基準を遵守し、社会的責任を自覚して行動する。
3. 業務上知り得た個人情報や機密情報を、正当な理由なく第三者に漏らしてはならない。

第3条（職務倫理）

1. 利用者の利益を最優先に考え、公平かつ中立的な立場でサービスを提供する。
2. 利用者またはその家族に対し、不適切な要求、金品の授受、勧誘、圧力等を行ってはいけない。
3. 同僚、他職種、関係機関との連携において、相互の専門性を尊重し誠実に対応する。

第4条（社会的責任）

職員は、地域社会の一員として良識ある行動をとり、訪問看護の公共的使命を自覚して行動する。

第5条（違反への対応）

本規定に反する行為が認められた場合、事実関係を確認のうえ、就業規則等に基づき必要な措置を講ずる。